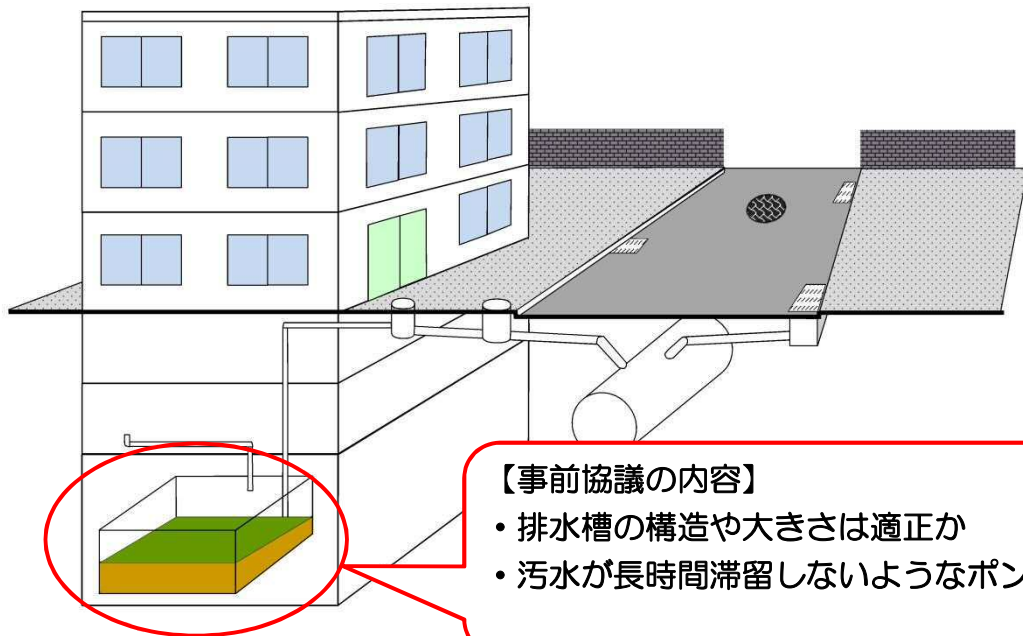


## 地下排水槽設置に伴う事前協議のご案内

汚水を一時的に貯留する排水槽を設置する建築物については、建築確認申請を行う前に、上下水道局と事前に協議が必要となります。



### ○対象建築物

汚水・雑排水を一時的に貯留する排水槽を設置する建築物

※臭気発散の恐れがない雑排水（冷却水等）や湧水・雨水を貯留する排水槽のみ設置する場合は、事前協議は不要です。

### ○実施日

**令和2年10月1日以降**に建築確認申請を行うもの

※対象建築物に係る建築確認申請には、事前協議後に当局が交付する回答書の写しを添付する必要があります。

詳細は、「地下排水槽の構造及び維持管理等に関する要綱」及び「地下排水槽設置計画の手引き」をご覧ください。

(<https://www.water.city.nagoya.jp/category/11002haisuisetsubi/142466.html>)

【地下排水槽設置に伴う事前協議に関するお問い合わせ先】

名古屋市上下水道局 営業部 給排水設備課 給排水係

名古屋市役所西庁舎7階

☎052-972-3737

# 地下排水槽を設置する場合の手続きの流れ

